⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし､相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は､「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を30点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）社会的要請

・工事現場における環境への取組み

①　環境負荷物質の発生抑制

②　CO_2の削減

③　最終廃棄物となる混合建設副産物の削減

ロ）施工計画

・本橋の構造特性を踏まえた鋼連続合成ラーメン鈑桁橋の設計・施工に関する留意事項

なお、設計に関する技術提案は、基本設計に対する課題とその解決方針、施工を踏まえた設計方針、構造特性を踏まえた解析手法等、詳細設計を実施する上での留意事項に関するものを求めており、具体的な構造変更の提案を求めるものではない。

また、設計・施工に関する提案に基づき詳細設計を行った結果、桁本体構造または施工方法に変更が生じる場合の取り扱いについては監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

ただし、将来の３車線構造への拡幅対応に関する提案は求めない。

①　鋼連続合成ラーメン鈑桁橋の品質確保又は耐久性向上を図るために詳細設計時に配慮する事項

②　鋼鈑桁の送出し架設（桁送出し開始から桁降下完了までとし、地組立は含まない。）の施工に関する留意事項

③　鋼鈑桁と橋脚の剛結部の施工に関する留意事項

・本橋の施工における品質確保に関する留意事項（防錆仕様、使用材料の高耐久化等過度のコスト負担を要する仕様または構造に関する提案は評価しない。）

①　鋼桁部の地組立の施工における品質確保に関する留意事項

②　プレキャストＰＣ床版の製作に関する留意事項

③　プレキャストＰＣ床版の架設（製作場所から架設場所への運搬を含む。）に関する留意事項

・施工箇所の現地条件を踏まえた工事中の安全対策に関する留意事項

①　一般道または工事用道路における鋼桁またはプレキャストＰＣ床版の運搬に関する留意事項

②　鋼鈑桁の送出し架設（地組立から桁降下完了まで）に関する留意事項

③　プレキャストＰＣ床版の架設に関する留意事項

ハ）工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取り組みに関する提案

※通常の詳細設計の検討の中で発生する基本設計成果に対する細部構造の変更および、任意施工の範囲（契約書及び設計図書に特別の定めがなく設計変更の対象とならない事項）についてはＶＥ提案の対象とはしないが、受注者独自の工夫・知財など通常を超える工夫により実施できるコスト縮減案についてはＶＥ提案の対象とする。

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑸　上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成25年７月17日（水）から平成25年８月21日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所　上記４⑴に同じ。

③　交付方法　直接交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成25年７月18日（木）から平成25年８月21日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。